

## 「パートナーシップ構築宣言」

当行は、お取引先の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

当行は、これまで培ってきた地域社会・お客さまとのリレーションをベースとして、グループ全体のソリューション機能を発揮し、事業を営むお客さまのあらゆる課題解決に取組んでおります。

具体的には、オープンイノベーション促進等を通じた新規事業創出のほか、金融仲介（エクイティ出資を含む）、本業支援、IT化支援、M&Aおよび相続・事業承継支援等に積極的に取組み、地域産業・企業の持続的な成長に貢献してまいります。

### 人材紹介

後継者不在等中小企業における人材確保に関する高いニーズがあるなかで、当行では、ソリューション機能の一つとして、2019年4月から人材紹介業務を開始しております。今後も「事業性評価」を通じてお客さまの経営課題を把握し、経営幹部層を始めとした人材の紹介に努めてまいります。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、お取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取組みます。

#### 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

#### 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### 働き方改革等に伴うしわ寄せ

お取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他

当行は、「地域総合サービスグループ」として、地域社会・お客さまのあらゆる課題解決に徹底的に取組み、地域の発展にコミットすることで、経営理念を実現し、グループの持続的成長に繋げていくことを目指します。

グループ経営理念（経営ビジョン+行動規範）

経営ビジョン	お客様に寄り添い、信頼される 地域総合サービスグループ として、 地域社会の豊かな未来の創造に貢献します
行動規範	地域社会と共に歩み、その発展に積極的に貢献します お客様の視点に立って考動し、豊かな人生と事業の成長に貢献します 企業価値の持続的な向上に努めます 誰もが健康で明るく働きがいのある企業グループをつくります 高いレベルのコンプライアンスを実践します

2025年2月19日

株式会社広島銀行 代表取締役頭取 清宗 一男